

## 別紙 1 事故発生等への取り組みについて

当園では、ご契約者が安心して安全に生活がおくれるように最大限に配慮をしておりますが、ご契約者の状態等により以下のような事故が発生する場合がございますので、ご入居にあたり、施設内での事故発生又防止に関してのご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

### I. 施設内で事故が発生する原因

高齢になると、加齢に伴う視力・聴力・歩行や座位等の身体機能の低下や認知症等による判断力や理解力の低下がみられるようになります。これに合せて、施設に入居することで、ご自宅との生活環境の変化から不安を感じて不穏な状態となる場合があります。

また、職員の体制も夜勤帯においては、10 人のお客様に 1 名の職員対応の状況となることで、ご本人の要求に十分に対応できず事故が起こる可能性もあります。

### II. 施設内で発生する事故等

#### (1) 「転倒」について

転倒は高齢者事故の 7～8 割を占めており普段つまずくこともなく歩行されていた方がつまずいたり滑ったりされ転倒されることがあります。また、転倒に伴う骨折は、寝たきりや様々な合併症の併発及び認知症の進行等と大きく状態が変化する場合があります。

#### (2) 「ずり落ち」について

車椅子、便座、椅子やベッドに座られている方がバランスを崩し、自分で移動されようとしてずり落ちてしまう場合があります。

#### (3) 「誤嚥」について

機能低下に伴い飲み込む力が弱くなり、誤嚥（食べ物などが気管や肺等に入ってしまうこと）する危険性が高くなる傾向にあります。また、誤嚥が原因での窒息や肺炎を起こす場合があります。

#### (4) 「異食」について

不安やストレス等のため食べ物ではないものを口に入れてしまうような場合があります。

#### (5) 「外傷」について

高齢者の皮膚は非常にデリケートな状態にあり、ベッドや車椅子等につけたりこすったりした場合にうっ血や裂傷する場合があります。

(6)「無断外出」について

帰宅願望が強くなり施設から外出されはするものの方向がわからず、自分で帰園できず行方がわからなくなる場合があります。

(7)「携帯電話の使用」について

お客様のなかには、心臓にペースメーカー等を挿入しご利用されている場合がありますので施設内で指定された場所でのみご使用ください。

(8)「認知症について」

認知症の症状等により、予期できず思いもよらない行動をとることで事故に至る場合があります。

Ⅲ. 施設の対応について

上記のような様々な事由により事故が発生する可能性が考えられますが、そのような場合にはご家族とご相談させていただき、適切な介護方法を検討させていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

令和 年 月 日

上記の事故発生等について、本書面に基づき説明を行いました。

サテライト松寿園 和

説明者 職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づき事業所から事故発生等についての説明を受け、同意いたしました。

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(続柄 )

## 別紙 2 利用者情報提供同意書

社会福祉法人 慈徳会  
理事長 松倉 則夫 殿

私（契約者）は、下記の内容に関する個人情報の取り扱いについて同意します。

- （１）契約書（サテライト松寿園 和 入居契約書 第 12 条 2 項）に基づき、介護サービス計画書に記載された内容及び貴事業所が、私に対してサービスの提供をする上で知り得た情報を、必要な限度で病院等の他の事業者個人情報を提供すること。
- （２）広報誌及びパンフレット等への写真類の掲載。
- （３）郵便物の取り扱いに関し、特別送達及び内容証明を除く郵便物の開封に関すること。

令和      年      月      日

契約者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄      （      ）

## 別紙 3 貴重品および金銭出納管理サービス契約書

契約者\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と社会福祉法人 慈徳会（以下「乙」という）は、乙が運営するサテライト松寿園 和 （以下「本施設」という）において、契約者の委託に基づき、利用者の貴重品管理および金銭出納管理するサービスにつき、次の通り合意します。

### 第 1 章 貴重品管理

#### 第 1 条：（貴重品の管理方法）

乙は、善良な管理者の注意義務をもって、甲から委託された貴重品の性質に応じた最も適切な方法により、これを管理する。

#### 第 2 条：（期間・更新）

本契約の有効期間は、甲から契約の終了がない限り有効とし、契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。但し、契約を終了される場合は、契約を終了する 7 日前までに乙に文書で通知するものとする。

#### 第 3 条：（管理状況の報告）

乙は、甲に対し保管する財産の管理状況につき、必要に応じて書面で報告するものとする。

#### 第 4 条：（管理サービス費用）

1. 乙は、甲に対し予め定めた貴重品管理サービス費用規定（入居契約書第 9 条参照）に基づき、貴重品の管理にかかる費用を請求することができる。
2. 乙は、前項の場合、貴重品管理サービス費用規定（入居契約書第 9 条参照）を定め、乙の保管する金銭から甲の支払うべき費用を支出することができる。

## 第2章 金銭出納管理

### 第5条：(代理権の範囲)

#### 1. 事業者の代理権の範囲

- ①. 日常生活に必要な費用の支払い。但し、月額3万円を限度とする。
- ②. 公租公課（税金の他、社会保険料・国民健康保険料、公共料金等を含む）の支払い
- ③. 医療費の支払い
- ④. 介護保険の自己負担分の支払い
- ⑤. 以上の支払いに伴う預貯金の払い戻し、解約、預け入れ
- ⑥. その他、甲が特別に依頼した下記の事項（但し、重要な財産の管理処分を除く）

特別依頼事項 ①

②

#### 2. 事業者が金銭管理代理権を行使する金融機関

- ① 金融機関名および支店名
- ② 口座の種別および口座番号
- ③ 口座名義人

### 第6条：(金銭支払いの授権)

1. 乙は、甲のために日常的な生活費用及び甲が特に申し出た事項に関し、第5条に定める代理権の範囲内で利用者のためのこれを受領または支出することができる。
2. 乙は、必要に応じ代理行為を行うものとする。

### 第7条：(期間・更新)

本契約の有効期間は、甲より契約の終了の申し出がない限り有効とし、甲より文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。但し、契約を満了される場合は、契約を終了する7日前までに乙に文書で通知するものとする。

第8条：(金銭管理の方法)

乙は、甲より寄託された預かり金について、利用者名義の預貯金（別口の口座）とし、または現金を封金するなどして、乙の金銭または他の者の預かり金と混同しないよう個別に管理するものとする。

第9条：(管理状況の報告)

1. 乙は、甲に対し金銭出納管理の状況につき記載した金銭出納管理簿を作成するとともに、必要に応じて書面で報告するものとする。
2. 事業者は、前項の帳簿について甲からの請求によりいつでもこれを開示するものとする。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 慈徳会

理事長 松 倉 則 夫

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄 ( )